

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事、監事及び評議員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ③ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員等のうち法人業務を行う常務理事に対し、常務理事報酬として月額5万円を支給する。

- 2 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、役員報酬として1回につき5千円（税別）を支給する。尚、理事長、副理事長及び常務理事には本項役員報酬は支給しない。
- 3 監事が監査のために来園した場合は、役員報酬として1回につき5千円（税別）を支給する。

(法人職員との併給)

第4条 法人職員と兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて前条第1項の役員報酬を支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 第3条第1項に規定する常務理事報酬は、職員給与に加えて、本人の指

定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

- 2 第3条第2項及び同第3項に規定する役員報酬の支払方法は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。

(協議処理)

第7条 特別な場合で、この規程により処理できないときは、その都度協議して決定する。

(付則) この規程は平成31年3月19日より施行する。